

令和 8 年度 固定資産税（償却資産）申告の手引き

固定資産税は土地や家屋のほかに、償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。
償却資産を所有されている方は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日（賦課期日）
現在、美咲町内に所有している償却資産を申告していただくことになります。
つきましては、この「申告の手引き」を参照し申告書等を作成の上、ご提出ください。

提出期限 令和 8 年 2 月 2 日（月）

※ 提出期限は上記のとおりですが、1 月 23 日（金）までにご提出いただきますよう
ご協力をお願いいたします。

※ 申告書（控え）の返送を希望される方は、返信用切手・封筒を必ず同封
してください。（返信用切手・封筒がない場合は返送できません）

申告書提出先 及び お問い合わせ先	〒709-3717 岡山県久米郡美咲町原田 2144 番地 1 美咲町役場 税務課 固定資産税係 TEL：(0868) 66-1113
-------------------------	---

目 次

I 償却資産のあらまし	1
II 固定資産税（償却資産）の課税について	3
III 償却資産の申告について	4
申告書等の記入例について	6
建築設備における家屋との区分・業種別の主な償却資産	8
個人番号・法人番号の記入について	10

美 咲 町

I 償却資産のあらまし

1. 償却資産とは

土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額・減価償却費が法人税法・所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

2. 償却資産の種類

資 産 の 種 類			具 体 例
1	構 築 物	構 築 物	舗装路面（工場の構内、作業広場、駐車場等）、橋、軌道、ネットフェンス、門、塀、庭園、植栽、緑化施設、駐輪場、モニメント、二層式駐車場（周壁がないもの）、排水溝、広告塔、ガス・石油・給水タンク、アーケード等
	建 物	建 物 建物附属設備	1. プレハブ等の建物で基礎がないもの又は基礎がブロックの単体・木杭等で簡易な建物、ビニルハウス、簡易物置等 2. 建築設備のうちで償却資産として扱うもの（P. 8 参照） 3. 賃借人（テナント）が借家に付加した建築設備・内装
2	機械及び装置		金属・印刷等の製造加工機械、工作機械・木工機械等各種産業機械、土木建設機械（パワーショベル・ブルドーザー）、その他物品の製造・加工に使用する機械、農林業用機械、自走式作業用機械、大型特殊自動車、太陽光発電設備等
3	船	舶	ボート、ヨット、遊覧船、漁船、作業船、客船等
4	航 空 機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具		トラック、台車、貨車、電車、機関車、構内運搬車、フォークリフト等（自動車税・軽自動車税の対象になっているものは除く）
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品		机、椅子、家具、陳列ケース、金庫、レジスター、冷蔵庫、エアコン、電気機器、自動販売機、理・美容機器、医療機器、パソコン、ファクシミリ、各種工具、その他営業用備品等

3. 申告の対象となる資産

令和8年1月1日現在、事業の用に供することができる資産で、次のいずれかに該当するもの。

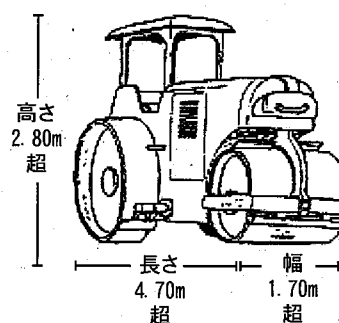
- (1) 税務会計上、減価償却の対象としている資産
- (2) 少額資産（取扱いについては下記のとおり）

国税（法人税及び所得税）の取扱い	地方税（固定資産税）
① 使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満のものは、一時損金（必要な経費）に算入可能	一時に損金（必要な経費）に算入されたものは <u>申告対象外</u>
② 当該法人等の有する減価償却資産（取得価額が20万円未満）を一括して、3年間で損金（必要な経費）に算入可能（「一括償却」）	「一括償却」の対象とされたものは <u>申告対象外</u>
③ 個別償却の場合	申告対象
④ 中小企業者等の取得価額30万円未満の減価償却資産に対する特例制度により、損金算入または必要経費算入（即時償却）の場合	申告対象

- (3) 即時償却制度適用の資産（エネルギー環境負荷低減推進設備等）
- (4) 簿外資産であるが事業の用に供することができるもの
- (5) 耐用年数を経過し（減価償却済）、帳簿上残存価額のみが計上されている資産
- (6) 建設仮勘定で経理されている資産のうち、事業の用に供することができる状態にあるもの
- (7) 遊休資産・未稼働資産であっても、いつでも事業の用に供することができる状態にあるもの
- (8) 赤字決算等のため減価償却を行っていないが、本来減価償却が可能な資産
- (9) 大型特殊自動車（登録の有無にかかわらず）

大型特殊自動車とは・・・

キャタピラを有する自動車、ロードローラ、ショベルローダ、フォークリフト、ホイールクレーン、ポールトレーラ並びに国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車。
（道路運送車両法施行規則別表第1参照）



小型特殊自動車（軽自動車税の課税対象）とは・・・

上記に掲げる自動車であって、大きさが、長さ4.70メートル以下、幅が1.70メートル以下、高さが2.80メートル以下の基準に該当するもののうち、最高速度15キロメートル毎時以下のもの。

※ 次の資産は課税対象にならないので申告の必要はありません。

- ① 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- ② 生物（観賞用・興行用生物は除く）
- ③ 無形減価償却資産（例：商標権、営業権など）
- ④ 耐用年数が1年に満たないもの（使用可能期間が1年未満のもの）

Ⅱ 固定資産税（償却資産）の課税について

1. 納税義務者

令和8年1月1日現在の償却資産の所有者です。

2. 課税標準額

令和8年1月1日現在の全資産の『評価額』合計が『決定価格』となります。

課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は特例適用後の額、適用がない場合は 決定価格がそのまま『課税標準額』となります。

3. 税率及び税額

税率は1.4／100です。

課税標準額 (1,000円未満切捨て)	×	$\frac{1.4}{100}$	=	税 額 (100円未満切捨て)
------------------------	---	-------------------	---	--------------------

4. 免税点

償却資産の課税標準額（全資産の合計額）が、150万円未満の場合は課税されません。

5. 過年度課税

今回の申告で、令和7年1月1日以前に取得、除去又は訂正がある場合は、過年度の固定資産税について再計算を行い課税されます。

6. 減 免

災害その他の事故により著しく損傷した資産がある場合は、固定資産税の減免の取扱いがあります。詳しくはお問い合わせください。

Ⅲ 償却資産の申告について

1. 申告していただく方

事業（製造業、販売業、建設業、サービス業、農業、売電事業等のすべての事業）の用に供することができる償却資産を所有している方、又は、これらの資産を他に貸付けている方。（業種別の主な償却資産はP. 9 参照）

なお、資産の増減が無い場合も申告書は必ず提出してください。

2. 申告の方法

(1) 申告事項

令和8年1月1日現在所有し、かつ美咲町内に存在する償却資産の状況等について、申告をしてください。

なお、取得価額等が印字された申告書を町からお送りしている場合で、独自様式または電子申告により提出される場合は、申告書右上の「所有者コード」を転記してください。

(2) 申告方法と提出書類

下表の区分により○印のついている書類を提出してください。

① 新たに事業を開始された方及び今回初めて申告される方・・・全資産申告

申告の区分	償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	種類別明細書 (増加資産・全資産用)	注 意 点
申告資産あり	○	○	資産の多少にかかわらず必ず申告してください。
申告資産なし	○	×	申告書の18. 備考欄の3を○で囲んでください。

② 前年度以前に申告された方（電算申告は除く）・・・資産の増減申告

申告の区分	償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	種類別明細書		注 意 点
		(増加資産・全資産用)	(減少資産用)	
資産増減なし	○	×	×	申告書の18. 備考欄の2を○で囲んでください。
増加資産のみあり	○	○	×	1. 令和7年1月2日～令和8年1月1日の間の資産の増減について記入してください。 申告漏れの資産についても記入してください。 2. 種類別明細書（減少資産用）に前年までに申告された内容を打出していますので減少分を赤線で抹消してください。
減少資産のみあり	○	×	○	
増加・減少両方あり	○	○	○	

③ 電算申告される方・・・全資産申告

3. 申告に際しての注意事項

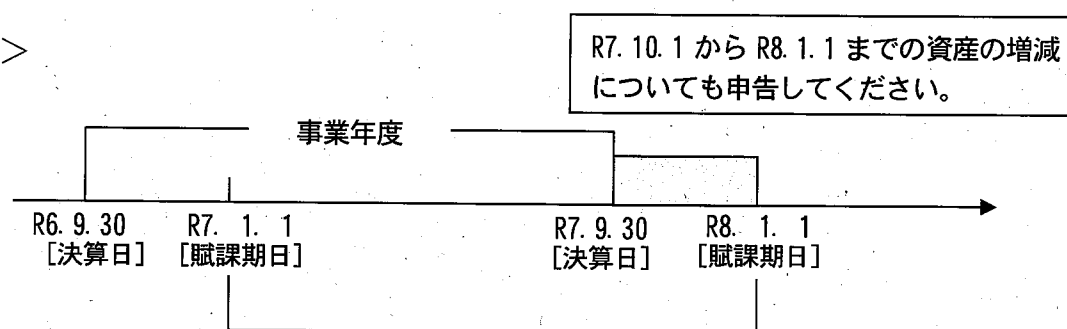
(1) 次の点に特に注意してください。

- ・ 本年度が免税点未満になると判断される場合でも申告は必要です。
- ・ 法人成り、解散、事業所閉鎖等の場合は、その旨と異動年月日を申告してください。
- ・ 所有権留保付割賦販売資産については、原則買主の方が申告してください。
- ・ 改良費は本体部に加算せずに、個別の資産として申告してください。耐用年数は、本体部と同じ年数にしてください。

(2) 固定資産税の賦課期日（1月1日）と事業年度との関係

決算日から賦課期日までの資産の増減についても、申告漏れのないように注意してください。

<例>



4. 申告の義務

正当な理由がなく申告されない場合、過料を科せられることがあるほか、過不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等が科せられることがあります。

5. 実地調査等のお願い

地方税法第353条及び第408条に基づいて、実地調査を行います。

国税申告書添付書類（減価償却資産内訳・明細書（写）、又は減価償却費の計算書（写））等の提出を求める場合がありますので、その際は、ご協力をお願いいたします。

また、調査により更正が必要となった場合、現年度分を含め過去5年度分遡及して、税額の再計算を行います。

〔注〕 正当な理由がなく上記の調査に協力されない場合は、罰金等が科せられることがあります。

償却資産申告書 (償却資産課税台帳) 記入例

マイナンバーを記入してください。
(ご提出の際は、本人確認を実施
させていただきます。)

令和 8 年度

令和 年 月 日 殿
受付印

償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

1 住所 又住所 又住所 又住所	2 氏名 又氏名 又氏名 又氏名	3 個人番号 又個人番号 又個人番号 又個人番号	4 事業種別 (資本等の金額)	5 事業開始年月 (昭和45年10月)	6 事業終了年月 (平成25年11月)	7 税理士等の氏名 (税理士 66-1113)	8 短期耐用年数の承認 789045671234	9 増加償却の届出 有	10 非課税資産 有	11 課税標準の特例 有	12 特別償却又は正補正 有	13 税務会計上の償却方法 定額法・定率法	14 青色申告 有	15 市区町村 美咲町原田2144-1	16 借入資産 (有・無)	17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家	18 備考 (添付書類等)
みさきちようはらだ 美咲町原田2144-1 (電話 00-1111)	はらだきんぞく かぶしがいがい 原田金属 株式会社 取締役社長 美咲太郎 (住所)		金属加工機械 (200万円)	昭和45年10月	平成25年11月	大田 三郎								美咲町原田2144-1	美咲町原田1735	株式会社 O O リース	
資産の種類	取得価額	減価償却額	評価額	課税標準額	決定価格	課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額
1 構築物	372,000	0	372,000	372,000	372,000	372,000	372,000	372,000	372,000	372,000	372,000	372,000	372,000	372,000	372,000	372,000	372,000
2 機械及び装置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 船舶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 航空機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 車両及び運搬具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 工具、器具及び備品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 合計	372,000	0	372,000	372,000	372,000	372,000	372,000	372,000	372,000	372,000	372,000	372,000	372,000	372,000	372,000	372,000	372,000
資産の種類	取得価額	減価償却額	評価額	課税標準額	決定価格	課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額
1 構築物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 機械及び装置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 船舶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 航空機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 車両及び運搬具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 工具、器具及び備品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

該当する方に○で囲んでください。
※「課税標準の特例」の対象資産がある場合には必ず「有」としてください。記入のない場合は、特例適用できなくなる場合もあります。

町内における資産の所在地を記載してください。
なお、事業所等が1か所だけでその所在地が「住所」と同じ場合は記載不要です。
また、2か所以上ある場合は、主たる事業所等の番号を○で囲んでください。
太陽光発電設備等を設置されている場合は、その所在地を記入してください。

リース資産等の他者からの借用資産の有無について該当する方を○で囲み、「有」に該当する場合は、貸主の名称等を記載してください。

・枠内該当部分を○で囲んでください。
・余白欄には次のような事項や特に連絡したいことなどを記載してください。
※共有で資産をお持ちの方は、共有者の方々の住所、氏名
※各種承認、届出書等の添付書類がある場合、その書類名
※資産の所在地変更等
※申告書の送付が不要な場合、申告書送付不要等

建築設備における家屋との区分

建築設備については家屋と償却資産に区分して課税することになっており、主な区分は下記の通りです。

設備の種類	償 却 資 産 と す る も の	家屋に含めるもの
受変電設備	自家用発電設備、受変電設備（配線等を含む）	
動力用配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
電灯照明設備	ネオンサイン、灯光機、スポットライト、 家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備、配分電盤
太陽光発電設備	太陽光発電設備一式（右記以外のもの）	太陽光発電設備一式（屋根建材一体型）
電 話 設 備	電話機、交換機等の装置・器具類	配線、配管
インターホン設備	インターホン器具、マイクロホン、 アンプ等の装置・器具類	
電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	
火災報知装置	屋外の装置（配線等を含む）	屋内の装置
消火設備	消火栓設備のホース・ノズル、消火器	消火栓設備、スプリンクラー
中央監視制御装置	制御装置（配線等を含む）	
し尿浄化槽設備	右記以外の設備	家屋と一体となっている設備
給 湯 設 備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
ガス設備 給排水設備	特定の生産又は業務用設備（配管等を含む）、 屋外設備	左記以外の設備
冷暖房装置	ルームエアコン	家屋と一体となっている設備
厨房設備、洗濯設備	顧客の求めに応じる（百貨店、旅館、飲食店、 病院等）サービス設備	サービス設備以外の設備
運搬設備	生産ライン用リフト、ベルトコンベアー	エレベーター、ダムウェーター、 リフト、エスカレーター
簡易間仕切	床から天井まで達しない程度のもの	床から天井まで達する程度のもの

業種別の主な償却資産

償却資産の対象となる主な資産を業種別に例示すると、下記のとおりです。

業 種	主 な 償 却 資 産 の 内 容
共 通	パソコン、コピー機、応接セット、ルームエアコン、キャビネット、レジスター、金庫、自動販売機、箱文字看板、(袖)看板、広告塔、ネオンサイン、案内板、舗装路面、内部造作、簡易間仕切り、駐車場設備等
製 造 業	金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、受変電設備、工場等の動力幹線設備、機械の給排水設備等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車、発電機等
料 理 飲 食 業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小 売 業	陳列棚、陳列ケース(冷凍・冷蔵機付を含む)、日除け等
理 ・ 美 容 業	理・美容椅子、消毒殺菌設備、サインポール等
医 (歯 科) 業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等)、ガス(麻酔等)設備等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包装置等
不 動 産 貸 付 業	受変電設備、中央監視制御装置、門扉・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備等
駐 車 場 業	受変電設備、駐車装置(機械装置、ターンテーブル)、駐車料金自動計算装置等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量機、独立キャノピー、防火壁、地下タンク等
自 動 車 修 理 業	旋盤、プレス、圧縮機、測定工具、検査工具等
ホテル・旅館業	客室設備(ベッド、家具、テレビ等)、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ器、パチンコ器取り付け台(シマ工事)、ゲーム機、両替機、玉貸機等
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、芝生、ゴルフボール自動貸出機、集玉設備等

種類別明細書（増加資産・全資産用）記入例

① 資産の種類
各資産に対応するコードを記載してください。
構築物—1 機械及び装置—2 船舶—3 航空機—4
車両及び運搬具—5 工具、器具及び備品—6
※なお、資産の種類によって種類別明細書の用紙をかえる必要はありません。

② 資産の名称等
資産の名称、規格等を記載してください。

③ 数量
該当資産の数量を、単位を付けずに記載してください。

④ 取得年月
取得した年月を記載してください。
年号欄は昭和「3」、平成「4」、令和「5」と記載してください。
また、企業内異動の場合は、原始の取得年月を記載してください。
(その場合、摘要欄に「令和〇年〇月〇〇工場より」と記載してください。)

⑤ 取得価額
当該資産の取得価額を記載してください。
注：取得価額は運賃・手数料・据付費を含む。
また、法人税法又は所得税法による圧縮記帳を行った資産については、これを行わなかったものとした取得価額を記載してください。

⑥ 耐用年数
財務省の耐用年数省令による耐用年数を記載してください。
ただし、法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受けて、耐用年数の短縮を行っている場合は、その耐用年数を記載してください。

⑦ 課税標準の特例
特例対象資産である場合に、必ず記入してください。
記入のない場合、特例適用ができない場合があります。

⑧ 増加事由
用紙下方の注意書きを参照のうえ、該当する番号を○で囲んでください。

⑨ 摘要
課税標準の特例適用を申請する資産についてその旨を表示するなど評価額等の算定に必要な参考事項を記載してください。

⑩ 小計
「取得価額」欄にこの項の合計額を記載してください。

第 十六 号 様式 別表 第一 (提出用)

令和 8 年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

① 資産の種類 番号	② 資産の名称等	③ 数 量	④ 取得年月 年 月 日	⑤ 取得価額	⑥ 耐用年数	⑦ 課税標準の特例	⑧ 増加事由	⑨ 摘要	⑩ 小計
01	原田金属株式会社								
02									
03									
04									
05									
06									
07									
08									
09									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

注：1. 増加事由の欄は、1. 新設取得、2. 中古品取得、3. 移動による受入れ、4. その他に該当しないものを○印を付けてください。
「年号」 3：昭和 4：平成 5：令和

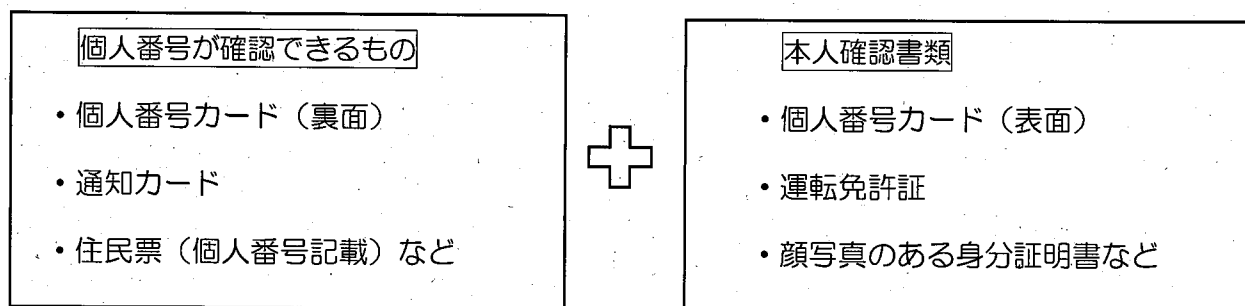
個人番号・法人番号の記入について

平成28年1月からのマイナンバー制度の導入に伴い、償却資産申告書に個人番号・法人番号のご記入をお願いします。

なお、個人番号・法人番号の記入がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記入はないものとして受理いたします。予めご了承ください。

また、個人番号を記載した申告書をご提出いただく際には、マイナンバー法に定める本人確認を実施します。ご提出の際は、以下の本人確認書類を申告時にご持参（郵送の場合は委任状以外はコピーを申告書に添付）していただくようにお願いします。（電子申告または、法人番号を記載した申告書の提出の場合は本人確認書類は不要です。）

<本人が申告書を提出する場合（郵送の場合は写し）>



<代理人が申告書を提出する場合（郵送の場合は委任状以外は写し）>

